

## 第2回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月27日(木)午後1時30分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎3階災害対策室

3. 出席委員 (17名)

会 長 9番 林 広和

職務代理者 19番 大島 政幸

委員	1番	小坂 宏正	2番	瀨瀬 美由紀	3番	小栗 茂美
	4番	三宅 一彰	6番	小林 勝朗	7番	曾我 佳奈子
	8番	渡会 邦憲	9番	林 広和	10番	安江 建樹
	11番	瀨瀬 政行	12番	宮原 博	13番	近藤 明德
	15番	梅村 安範	16番	水野 守文	17番	保母 直彦
	18番	仲田 菜那	19番	大島 政幸		

4. 欠席委員 (2名)

	5番	土方 明日香	14番	梅本 信枝		
--	----	--------	-----	-------	--	--

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 3 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第10号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について

第 6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

第 7 議案第12号 地籍調査に係る地目認定について

第 8 議案第13号 恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

第 9 報告第1号 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に  
ついて

第 10 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝

事務局書記 鈴木 由貴

農政課 堀 康仁

## 7. 会議の概要

### ( 開 会 )

#### ○事務局

定刻になりましたので、職務代理者の大島様から開会宣言をお願いいたします。

#### ○職務代理者

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。ただいまの出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。本日、5番の土方明日香委員、14番の梅本信枝委員より欠席の旨がありました。保母委員は、後ほど、遅れますが出席しますということです。ですので、よろしくお願いいたします。

これより、令和7年第2回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の議事日程はお手元に配付されております議案のとおりです。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

それでは、18番仲田菜那委員の先導によりまして唱和を行います。仲田委員、よろしくお願いいたします。

[ 農業委員会憲章の唱和 ]

#### ○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。それでは、林会長に挨拶並びに議事進行をよろしくお願いいたします。

#### ○議長

御苦労さまです。2月14日に県の常設委員会がありまして、その席で、県の農業経営課革新支援センターから情報提供がありましたのでお知らせします。近年、高温対策が必要になってきておりますけど、夏季の高温対策の取組についての講習がありました。高温により作物に様々な障害が発生しており、対策が急務である。品種の切替え等による抜本的な対策、これは水稲と野菜です。それから、野菜については暑熱資材など環境制御技術の導入による対策、野菜・果樹については、蒸散促進など植物の生理機能を利用した対策。病害虫については、環境の変化に伴う防除技術の見直し等の話です。

難しいような言葉が並んでますけど、具体的にはいろいろ出てくると思いますが、特に

水稻では、最近、白い未熟米など品質低下が見られ、それによって小粒化して、収量が減少してきている中で、耐暑性に優れた品種や暑さに強い品種の改良が求められてくることで、今、にじのきらめきと清流のめぐみ、この2品種を、研究しているそうです。あと、晩生品種として、ハツシモ、きぬむすめ等の作付や、遅植えによる栽培ということで、ハツシモなんかは西濃で栽培されてますけど、にじのきらめきについては、地元のJAも、今年、試験的に栽培をするということで、今、進めておるようです。個人的にはまだ行き渡りませんが、各センターとか組織を通じて試験栽培をしていくということらしいです。

今の米の価格ですけど、地元JAの状況でいきますと、7年の集荷が前年に比べて25%ぐらい少ないということになっています。価格的には買い入れが1俵1万9,200円。あと、精算の段階で数千円ぐらいつくかもしれません。製品としての売りのほうが3万円以上ぐらいいなくなってきて、だんだん上がってきております。

3月中旬頃には、農水省の、政府の備蓄米が売り出されるわけですけど、21万トンのうち15万トンが出される。これによって、多分価格は下がるであろうという予想になっています。そんな状況になっておりますので、また情報がいろいろありましたら、提供させていただきます。よろしくお祈いします。

今日は非常に議案が多いと思いますので、よろしくお祈いしたいと思います。

日程第1号、議事録署名員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長

異議はございませんので、本日の議事録署名員に11番瀬瀬政行委員及び12番宮原博委員をお願いします。なお、本日、会議書記には事務局の堀田副局長と鈴木局員を指名いたします。

---

日程第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

日程第2、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案とします。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局

総会議案資料、タブレット内の資料を御覧いただきますようお願いいたします。

まず、議案第7号、農地法第3条の許可申請についての御説明です。2ページからになり

ますので、よろしくお願いいたします。

3 ページ、農地法 8 番、大井町の案件です。3 ページ、議案書となっております。4 ページ、位置図です。場所は大井小学校の北側に位置している場所でございます。5 ページ、拡大図です。申請地は 2 筆となっております。6 ページ、現況写真となっております。現況は休耕地の状態です。

こちらの申請理由につきましては、申請地を譲り受けて、維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

続きまして、7 ページ、9 番、東野の案件です。

8 ページ、議案書となっております。9 ページ、位置図です。申請地は東野振興事務所の北西側に位置しております。10 ページ、拡大図です。申請地は 1 筆でございます。赤色の箇所が 3 条の申請地でございます。水色の箇所は、関連案件で、5 条で出ておりますので、こちらは後ほど御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。11 ページ、現況写真です。現況は田となっております。

申請理由につきましては、申請地を譲り受け、住宅建築し、残地を農地として耕作管理をしていくという内容のものでございます。

続きまして、10 番、引き続き東野の案件でございます。

13 ページ、議案書です。14 ページ、位置図です。こちらは東野振興事務所の北東側に位置してございます。15 ページが拡大図です。申請地、1 筆ですが、赤色の箇所が 3 条の申請箇所、水色の箇所が 5 条の申請箇所となっておりますので、こちらでも 5 条で御説明させていただきます。16 ページ、現況写真です。現況は田となっております。

申請理由としては申請地を譲り受けて、住宅を建築し、残地を農地として耕作管理をするという内容のものでございます。

続きまして、17 ページ、11 番、三郷町佐々良木の案件です。

18 ページから 19 ページ、20 ページにかけて、議案書となっております。21 ページは位置図となっております。場所は三郷小学校の南西側に位置してございます。22 ページと 23 ページにかけて、拡大図となっております。こちら、赤枠で囲ってある箇所が申請地となりますが、全部で 26 筆となっております。24 ページ、現況写真です。現況は田となっております。

申請理由につきましては、父から生前贈与で農地を譲り受けて、維持管理し営農に励むという内容のものでございます。

続きまして、25 ページ、12 番、三郷町佐々良木の案件です。

26 ページ、議案書です。27 ページ、位置図です。こちらは三郷小学校の同じく南西側に位置してございます。28 ページ、拡大図です。申請地は合計で、合計 9 筆となっております。29 ページ、現況写真です。現況は田となっております。

申請理由は、申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。続きまして、30 ページ、13 番、中野方町の案件でございます。

31 ページ、議案書となっております。32 ページ、位置図です。申請地は中野方小学校の南西側に位置しております。33 ページ、拡大図です。全部で 3 筆の申請となっております。34 ページ、現況写真です。現況は畑となっております。

申請理由は、申請地を譲り受けて維持管理し営農に励むという内容のものでございます。続きまして、35 ページ、14 番、岩村町飯羽間の案件でございます。

36 ページ、議案書となっております。37 ページが位置図です。申請地は岩村駅から北東側に位置している場所でございます。38 ページ、拡大図です。全部で 1 筆の申請となっております。39 ページ、現況写真です。現況は田です。

申請理由も、申請地を譲り受けて、隣接する父所有の農地とともに維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

続きまして、40 ページ、15 番、上矢作町の案件です。

41 ページ、議案書です。42 ページ、位置図です。申請地は上矢作小学校の南東側に位置しております。43 ページ、拡大図です。こちらは 1 筆の申請となっております。44 ページが現況写真で、畑と現況になっております。

申請理由につきましては、以前より耕作管理していた申請地を譲り受けて、引き続き維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

続きまして、45 ページ、16 番、山岡町上手向の案件です。

46 ページ、議案書となっております。47 ページが位置図です。申請地は山岡小学校の南東側に位置しております。48 ページが拡大図です。申請地は 1 筆となっております。49 ページ、現況写真でございます。現況は畑でございます。

申請理由としては、住宅とともに、申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

続きまして、50 ページ、17 番、山岡町久保原の案件です。

51 ページ、議案書となっております。52 ページ、位置図です。申請地は山岡中学校の北側に位置してございます。53 ページ、拡大図です。こちら申請地は 2 筆となっております。54 ページが現況写真で、休耕地の状態となっております。

申請理由につきましては、こちらの申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励むという内容のものでございます。

3条の許可申請についての説明は以上でございます。

○議長

この件につきましては、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、8番から10番について、第1地区、小板宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

19日に地区委員会を開催し、農地確認と審議を行いました。3条の8番です。3ページを御覧ください。申請人は■■■■さんだと思います。譲渡人は■■■■さん。申請地は大井町日光坊■■■と■■■■の2筆です。申請目的は所有権移転、申請面積は342平米です。申請地の状況は両方とも田、現況も田でございます。

渡村さんは隣接地を所有されておるということで、2筆あるんですけどということです。転用理由は、譲渡人は体調不良で農地の管理ができないから譲りたい。転用、譲受人、申請人は隣地と一緒に管理したいということです。そして、所有している農具は田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、耕運機と、各1台持っておられるそうです。渡村さんは30年以上農業の経験もあるので、執行委員会では問題ないと判断しました。それでは、よろしくお願ひします。

9番、8ページを御覧ください。申請人は■■■■さん。譲受人は■■■■さん。申請地は東野不毛■■■■。申請目的は所有権移転。申請地の面積は482平米のうち354平米。現況は、登記簿は田、現況は田。現在は耕作されておられません。あと、■■■■さんはリニア関係で住居を立ち退くこととなり、隣接地に住宅も建てる。団地で3条を取得したいということです。

それで、使用目的のほうは、自家消費の野菜を栽培したいということです。転用理由は、譲渡人は高齢で、農地の管理、維持ができなくて困って、農地をどうしようかと考えて、譲り渡さないかという話があったので、譲り渡すということです。譲受人のほうは、リニア関係で、所有する全ての不動産を収用されたため、移転後、畑も所有できればと考えていました。5条の用地と一緒に農地が所有できるので、この申請をするものということです。

その他、管理機、トラクター、田植機、軽トラ、草刈り機、各1台を保有しているそうです。そして、名古屋に住居されている■■■■さんが、移住後、同居する予定ということです。

す。リニア関係での案件で、あと一つは農振除外の案件であり、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

10番、13ページを御覧ください。申請人は■■■■さん。譲渡人は■■■■さん。申請目的は所有権移転です。申請地の面積は184平米です。申請地は田、現況も田です。これは1月末に農振解除されたもので、5条の案件と同時申請です。父親が所有する土地では、住居を建てるには不向きということで、ほかの土地を探しておられた。転用理由は、譲渡人は知り合いを通して■■■■さんが土地を探しておると、譲ってほしいという打診があり、農地を今後どうしようかと思案していたところへそういう話があったので、譲ることにしたということです。

申請人は、現在、中津川の賃貸に住んでおりますが、実家が東野のため、東野内で住宅の用地を探していた。知り合いを通じて、本所の、本申請の土地を紹介されて、土地を譲り受けて、建物を建てたい。その建てた後に残置が残るので、その部分を、野菜栽培をしたいというわけです。

申請地は674平米のうち、184平米を自家消費のための野菜を作るという分です。農機具は実家から調達するそうです。農作業歴は5年あるということです。除外申請の案件でもあり、十分審議されていると思うので、地区委員会では問題ないと判断しました。

以上3件、よろしく審議をお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、11番、12番について、第2地区、渡会邦憲委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

2月19日、地区委員会において現地確認を行いました。まず1件目、三郷町佐々良木中島7番地の1ほか25筆です。全部で26筆、面積は1万1,623平米です。いわゆる所有権移転でございまして、生前贈与で、譲渡人は■■■■さん83歳、譲受人は■■■■さん53歳。高齢のため、不動産を生前贈与するということでございまして、所有の農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ1台、草刈り機3台と、従来から農業、家族で耕作をしておったということでございますので、妥当なものだと判断しましたので、よろしくお願いします。

次に、恵那市三郷町佐々良木鍵屋■■■■のほか8筆です。全部で9筆あります。そのうち、田は6,476平米、畑が41平米。合計6,517平米でございまして、高齢により維持管

理するのが困難のため、所有権移転で、譲渡人の■■■■さん 75 歳に所有権移転をするということでございます。

■■■■さんは趣味で農業を営んでおられまして、トラクター 2 台、田植機 2 台、コンバイン 3 台、トラック 2 台、乾燥機 4 台、もみすり機 1 台と、本人、妻、長男の 3 人と臨時雇用の 8 人を使っておられまして、この案件は不耕作地が解消することであるのでやむを得ないという判断をしました。問題ないということで、よろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、13 番について、第 3 地区、安江建樹委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○11 番

31 ページをお願いします。13 番の中野方町上勢井後の案件につきましては、2 月 19 日に第 2、第 3 地区委員会を開催して、現地の確認と協議を行いました。今回、登記種目畑、合計で 342 平米でございます。34 ページの写真ですが、現場、畑ってなっておって、草刈り等はされておるようでありました。あと、果樹とか野菜が植えつけられた跡がありました。

譲渡人と譲受人の関係は兄弟でございます、譲受人は申請地の隣に住んでみえます。長年、申請地を耕作してみえたようでございます。今回、そういう原因で登記をして、譲受人が営農を継続ということでの申請です。

今回の営農計画については、畑でこんにゃくとかカボチャ等を栽培するという計画がっております。譲受人は耕運機、草刈り機、トラクター等を所有しており、管理は本人が行うというふうになっております。地区委員会としては問題ないと判断しましたので、協議をお願いいたします。

以上です。

○議長

続きまして、14 番、15 番について、第 4 地区、宮原博委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12 番

36 ページからになります。2 月 17 日に地区委員会で現地調査を行いました。譲渡人は■■■■の■■■■氏 75 歳。譲受人は■■■■ですかね、■■■■氏 40 歳。譲受場所は岩村町字市場田■■■■、2,092 平米。登記簿上、現況共に田でございます。譲受人は■■■■出身の方で、実家には父、母、祖母が在住で、父の■■■■氏は自作地として田

2,939 平米、畑 932 平米を所有しており、現在耕作されておられます。今回譲り受ける農地は、一部自作地 371 平米があり、現状 1 枚ですが、登記簿上 2 筆になっております。

今まで■■■■氏の分も含めて、2 筆の田を■■■■氏が営農組合に部分委託しながら耕作してきました。父につきましては、今現在、体があまり丈夫でないと聞いております。それで、ゴト氏より、今後、自分で耕作できないため譲りたいということで、今回、■■■■名義で譲り受けることになりました。

所有機材、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、草刈り機等がございます。形としては、名義上新規就農となりますが、今までどおり耕作を続けていくということで、地区委員会では問題ないと判断しましたが、御検討をお願いいたします。

41 ページ、これも 3 条案件で、2 月 17 日に地区委員会で現地調査を行いました。譲渡人は恵那市上矢作町■■■■、■■■■氏 82 歳。譲受人、恵那市上矢作町■■■■、■■■■氏 48 歳。譲り渡し場所は上矢作町羽根■■■■、279 平米。登記簿上、現況共に畑でございます。譲渡人は高齢により、かねてより管理してもらっていた畑を譲渡するものです。譲受人は今までどおり耕作を続けながら農業に励むものです。農業機械は耕運機 1 台、草刈り機 1 台を所有しております。地区委員会で問題ないと判断しましたが、御検討よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長

続きまして、16 番と 17 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

16 番です。地区委員会は 2 月 17 日に開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。46 ページが 16 番ですが、山岡町上手向字押田で畑 1 筆です。209 平米。これは空き家に付随した農地の取得です。相続管理をされている空き家の前の農地で、現況は休耕畑として管理されている。譲渡人は近隣に住み、長年空き家の管理をしております。今回、空き家とともに、フィンランド国籍の研究者に所有権移転をするものです。

自宅の庭に続く面積も少なく、農業経験はありませんが、トラクター、耕運機、草刈り機等を譲渡人から借り受けて使用するという条件のようです。譲渡人の指導を得ながら、トマトほか自家用野菜を作るという栽培の計画であります。また、JA の組合員の加入も予定しております。この程度の畑であれば、自宅前で維持管理は可能だと判断をいたしました。48 ページが拡大図です。



について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第7号は議案のとおり承認されました。

---

日程第3 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3 議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、議案第8号、農地法第4条の許可申請の御説明をいたします。55 ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、2番、長島町中野の案件です。

56 ページ、議案書となっております。57 ページ位置図です。申請地につきましては、長島小学校の北側でございます。都市計画法の用途地域である近隣商業地域に該当しますので、第3種農地となります。58 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所、合計6筆になりますが、こちらが申請地となっております。59 ページ及び60 ページが現況写真です。現況は、既にその場所は宅地であるということで、始末書が添付されている状況です。61 ページが計画図です。申請理由につきましては、先祖の方が昭和38年に住宅を建築しましたが、今回、空き家バンクに登録するために現況を調べたところ、農地であると判明したため申請するという内容のものでございます。

62 ページ、3番、三郷町佐々良木の案件です。

63 ページ、議案書となっております。64 ページ、位置図です。申請地は三郷小学校南西側に位置しております。こちらは、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。65 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある2筆が4条の申請地となっております。66 ページ及び67 ページが現況写真です。現況は、既に宅地とか倉庫が建っている状況ですので、始末書が添付されている状況です。68 ページがそれぞれの計画図となっております。

申請理由につきましては、20年以上前から住宅敷地、倉庫、駐車場として利用してきたということですが、農地であることが判明し、申請をするという内容のものでございます。

69 ページ、4 番、三郷町佐々良木の案件です。

70 ページ、議案書です。71 ページ、位置図です。こちら、三郷小学校、ちょうど南側に位置しております。こちら、公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地という位置づけになります。72 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所、1筆となっておりますが、申請中です。あと、73 ページ及び74 ページ、現況写真です。現況は既に宅地の状態となっております。始末書が併せて添付されております。75 ページ、計画図となっております。

申請理由につきましては、平成 20 年頃から車庫としても利用しておりましたけど、農地であることが判明し、申請するという内容のものでございます。

76 ページ、5 番、中野方町です。

77 ページ、議案書です。78 ページ、位置図です。申請地は中野方小学校の南西側に位置しております。こちら、公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地となります。79 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある3か所が申請地となっております。80 ページ及び81 ページ、82 ページが、それぞれの現況写真でございます。現況は既に植林をしてある状態でありまして、始末書が併せて添付されております。83 ページが計画図となっております。

申請理由につきましては、昭和 36 年頃の土砂災害後に、こちらを植林したということで、山林として管理をしていたということで、現況に併せた地目に変更するために、今回、申請をするという内容のものでございます。40 につきましては説明は以上でございます。

#### ○議長

農地法第4条の許可申請の件、4件です。事務局から説明がありました。この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

2番について、第1地区、小坂宏正委員長より、協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

#### ○1番

4条2番、56 ページを御覧ください。申請人は■■■■さんだと思います。申請地は長島町の中野の田中です。■■■■ほか5筆です。申請目的は一般住宅です。申請面積は137.83 平米です。申請地の状況は、登記簿は田になっており、現況は住宅地です。田が2筆、105 平米あります。畑が4筆で、32.83 平米あります。

隣地の状態ですけど、東側が宅地、西側が一体利用地と宅地、南側が一体利用地と宅地、北側が宅地となっております。宅地となっているので権利書が添付されております。汚水な

どの処理は生活下水に接続して、道路の下水に接続して排出する。雨水は敷地内の水路を経由して、道路側溝のほうへ流すということです。

この案件は、空き家バンクに登録するために、土地が農地であるということが判明したということです。■■■■さんが土地を購入されたんですけど、この農地だけでも3回に分けて購入されて、お金がたまったら少しずつ払っていったんじゃないかなと想像されます。

初めかどうかは分かりませんが、■■■■さんが対象 15 年に売買で所有した。それから、38 年に住宅を建設した。42 年に■■■■さんか、名前が分かりませんが、娘さんが相続された。54 年に増築されております。この譲受人のほうは、亡き配偶者の夫で、私は詳細なことは分かりませんがという話で。この辺り、相続した物件を、土地を空き家バンクに登録しようと思ったら農地が分かって申請するということです。

大正 15 年に■■■■、■■■■、■■■■を購入と■■■■を購入されております。昭和 12 年に 472-14 を購入。昭和 18 年 3 月に 472-17 を購入されておる。あと、小さく土地が分割してあるけど、その都度購入されていったんじゃないかと思います。追認案件であり、千葉のほうに生活される方なので、相続も重荷かもしれないと。地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、3 番、4 番について、第 2 地区渡会邦憲委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

まず 1 件目、2 月 19 日に現地確認を行いました。恵那市三郷町野井■■■■、20 年以上前から住宅敷地、倉庫、駐車場として利用しておりましたが、農地であることが判明したため、今回の申請となります。申請人は■■■■さん。始末書が添付されておりまして、隣地の承諾、農地の承諾はございませんが、北側は畑、南側は畑、東側は用悪水路、西側は住宅でございます。雨水は敷設水路に処理されます。汚水処理は、合併浄化槽で処理されておりました。これは 20 年以上前から住宅敷地、倉庫として、駐車場として利用して下りましたので、申請した理由でございます。

もう一件につきましては、恵那市三郷町の佐々良木■■■■の案件でして、平成 20 年頃から倉庫として利用しておりました農地であることが判明したための案件でございます。始末書が添付されておりまして、現在、車庫及び倉庫としている土地が、生前贈与のため調べさせたところ、農用地であったため、転用するものでございます。隣地の影響はございませ

ん。雨水は敷設水路に流しております。いずれも、2件とも問題はないと判断しましたので、よろしく審議のほどお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、5番について、第3地区安江建樹委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

77ページ、45番の案件の、中野方町上勢井後の案件です。2月19日に第2、第3地区委員会を開催しまして、現地は雪が多く積もってましたので、事前に写真を撮っておきまして、その写真を基に協議を行っております。今回の申請につきましては3筆で、合計面積1,050平米。登記地目は田になっておりますが、現況はヒノキが植えられておるようでございます。

80ページからの写真がございしますが、申請地周辺は結構石垣がまだ残っておりまして、昔は田んぼやったなということでしたが、今のところ植林がなされている状況でございました。経緯書を見ると、申請地付近は昭和39年の9月に豪雨があったようでございまして、水田が埋没したということで、農地に復旧ができないだろうということで、植林をしたと書かれておりました。

追認案件となりますが、地区委員会では問題がないと判断しましたので、御協議をお願いいたします。以上です。

○議長

ただいま、農地法第4条の許可申請4件についての説明がありました。これにつきまして、意見がありましたらお願いしたいと思います。3番、4番については1月に農振除外済みですね。

それでは、質疑ありましたら挙手の上、発言をお願いします。

○1番

面積が、議案書の面積が、一番下を見てもらうと、56ページ。137.38となっておりますけど、正式的には83のほうが、私が言ったほうが正しいと思いますので、よろしくお願います。

○議長

83のほうが正しいということですね。

○1番

はい。38じゃなくて。

○事務局

修正させていただきます。

○議長

ほかはどうでしょうか。

ないようです。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第8号、番号2番から5番の、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手を願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

全員賛成ですので、議案第8号は申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

---

日程第4 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

続きまして、日程第4 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第9号、農地法第5条の許可申請の御説明をいたします。84ページからになりますので、お願いいたします。

まずは5番、大井町の案件です。85ページ、議案書となっております。86ページ、位置図です。申請地は恵那駅の北西側に位置してございます。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地という位置づけになっております。87ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地となっております。88ページ、現況写真です。現況は畑になっております。89ページ、計画図となっております。

申請理由につきましては、経営する会社の工場が手狭になったことで、申請地を譲り受けて、新工場の敷地として整理をするという内容のものでございます。

90ページ、6番、長島町中野の案件です。

91ページ、議案書です。92ページ、位置図となっております。申請地、恵那駅の西側に位置してございます。こちらは都市計画法の用途地域、第2種中高層住居専用地域で第3種農

地の位置づけとなります。93 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある1筆が申請地です。

94 ページ、現況写真です。現況は休耕地です。95 ページ、計画図でございます。

申請理由につきましては、現在の賃貸住宅で手狭であるということで、申請地を譲り受け住宅を建築するものでございます。なお、管理案件でございまして、事業計画変更のほうで後で上がっておりますので、こちらにつきましては、後で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

96 ページ7番、長島町中野の案件です。97 ページ、議案書でございます。98 ページ、位置図です。こちら恵那駅の西側に位置しております。同じく都市計画法の用途地域、第2種中高層住居専用地域、第3種農地という位置づけとなります。99 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある1か所が申請地となっております。100 ページ、現況写真です。現況は、既にコンクリートブロックの擁壁が設置してあるということで、始末書が添付されている状況でございます。101 ページ、計画図でございます。

申請理由につきましては、住宅を建築した際の擁壁を補強するという必要が生じて、コンクリートブロック擁壁を設置したのですが、農地であるということが判明し、今回、申請するという内容のものでございます。

102 ページ、8番、東野の案件です。

103 ページ、議案書でございます。104 ページが位置図です。こちら、申請地は東野振興事務所の南側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地の位置づけとなります。105 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所、3筆になりますね。こちらが申請地となっております。106 ページ、現況写真です。現況は、既に店舗及び店舗の駐車場として利用されているということで、始末書が添付されております。107 ページ、計画図でございます。

申請理由につきましては、既に店舗の駐車場として利用しているということですが、農地であることが判明し、今回申請するという内容のものでございます。

108 ページ、9番、東野の案件です。

109 ページ、議案書です。110 ページ、位置図です。こちら、東野振興事務所の北西側に位置しております。こちらは街区に占める宅地の割合が40%以上あるということで、第3種農地という位置づけとなります。111 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所2か所が5条の申請地です。水色で囲ってある箇所は、先ほど御説明いたしました3条の申請地となっております。112 ページ、現況写真です。現況は田となっております。113 ページが計画図となっております。

申請理由につきましては、現在の住宅がリニア工事の関連で収用されるということで、この申請地を譲り受けて住宅を建築するという内容のものでございます。

114 ページ、10 番、東野の案件です。

115 ページ、議案書です。116 ページ、位置図です。こちらも東野振興事務所の北西側に位置しております。こちらも街区に占める宅地割合 40%以上で、第3種農地となっております。117 ページが位置図です。赤枠で囲ってある1か所が申請地です。先ほど御説明しました申請地のすぐ隣の場所となっております。118 ページ、現況写真です。現況は休耕地でございませう。119 ページ、計画図です。

申請理由につきましては、現在の住宅では家族が増えて手狭になるということで、申請地を譲り受け、住宅を建築するという内容のものでございませう。

120 ページ、11 番、東野の案件です。

121 ページ、議案書です。122 ページ、位置図となっております。申請地は、東野振興事務所の北側、あと恵那総合庁舎のすぐ南側になります。恵那総合庁舎からは300メートル以内にあるという農地であるため、第3種農地という位置づけとなります。123 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある2筆が申請地となっております。124 ページ、現況写真です。現況は休耕地の状態です。125 ページ、計画図でございませう。

申請理由につきましては、自身の経営する会社の駐車場及び作業場として利用するために申請するという内容のものでございませう。

126 ページ、12 番、東野の案件です。127 ページが議案書となっております。128 ページ、位置図となっております。申請地は、東野振興事務所の北東側に位置しております。明知鉄道東野駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地という位置づけとなります。129 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地です。130 ページ、現況写真です。現況、休耕地となっております。131 ページが計画図でございませう。

申請理由は、実家で同居しているが、手狭になってきたということで、この申請地を譲り受け、住宅を建築するという内容のものでございませう。

132 ページ 13 番、同じく東野の案件です。

133 ページが議案書となっております。134 ページ、位置図です。こちら、東野振興事務所から北東側ではございませうが、こちらは東野駅から500メートル以内にある農地で、こちらは第2種農地という位置づけとなります。135 ページが拡大図です。こちら、赤枠で囲ってある箇所が5条の申請地でございませう。水色で囲ってある箇所は、先ほど、3条で申請のあった案件です。136 ページ、現況写真です。137 ページが計画図です。

こちらの申請理由は、こちらも実家で同居しているが手狭となってきたということで、申請地を譲り受けて住宅を建築するという内容のものでございます。

138 ページ、14 番となります。山岡町上手向の案件です。139 ページ、議案書となっております。140 ページ、位置図です。山岡小学校の東側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。141 ページ、拡大図でございます。赤枠で囲ってある場所が申請地となります。142 ページ、現況写真です。現況は休耕地となっております。143 ページ、計画図でございます。

申請理由につきましては、親所有の申請地を借り受けて、住宅を建築するという内容のものでございます。

144 ページ、15 番、山岡町下手向の案件です。145 ページ、議案書となっております。146 ページ、位置図となっております。

山岡振興事務所の西側に位置しております。申請理由につきましては、農振農用地と、また、こちら公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地という位置づけとなります。

147 ページ、拡大図です。水色で囲ってある箇所が、それぞれの筆の全体のエリアとなっております。そのうちで、一部、赤枠で囲ってある箇所が申請地となっております。148 ページが現況写真です。一時転用による仮設道路が現在設置されているという状況でございます。149 ページ、計画図でございます。

こちらの申請理由につきましては、恵那土木事務所発注の急傾斜地崩壊対策工事の現場への進入路として、一時転用で使用しているというところでございます。

こちらが、一時転用期間が今年3月31日で終了するというところでございます。この工事につきましては、当初6年度中の工事で、3月31日までの工事の完了を予定しておりましたが、恵那土木事務所の発注予定の工事箇所につきましては、継続発注の工事の箇所が出てきたということで、こちらを引き続き使用して、作業道路として施工する必要があるということが明らかになったということです。

これにつきまして、引き続き使用するための申請につきまして、恵那土木事務所が恵那農林事務所に協議をした結果、一時転用期間が切れる前に、引き続き一時転用の申請をすることで、指示があったということで、今回、この手続をするということで、申請を今回したという内容のものでございます。

150 ページ、16 番、山岡町久保原の案件です。

151 ページ、議案書となっております。152 ページ、位置図です。申請地は山岡振興事務

所の北側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地、第2種農地となります。153 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地となります。154 ページ、現況写真です。現況は、既に資材置き場とか駐車場として利用しているということで、始末書が添付されている状況でございます。155 ページ、計画図でございます。

申請理由につきましては、借受人が会社の資材置き場、駐車場として利用しているということですが、農地であることが判明し、申請をするという内容のものでございます。

5条につきましてはの説明は以上でございます。

#### ○議長

この件につきましては、各地区委員会で協議をさせていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、5番から13番について、第1地区、小板宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

#### ○1番

5条の5番、84 ページを御覧ください。申請人は[ ]の[ ]さん。譲渡人は[ ]さんと[ ]さんです。申請地は、大井町の丸池 [ ]だそうです。申請目的は、工場兼事務所です。申請面積は1,839 平米です。

申請地の現況は、登記簿、田、畑。現況、畑です。隣地の状況ですけど、東側が公衆用道路、西側が恵那市の山林、南側が譲渡人の宅地と田です。北側がエヌテックの所有地になっております。汚水処理は、汚水は合併浄化槽で処理して、西側の水路に流すということです。雨水は建物の周囲に造られた側溝に排水し、西側の水路へ流すということです。

参考資料ですけど、一体利用地が [ ]、山林。[ ]、雑種地。[ ]、雑種地。[ ]、雑種地。4筆で2,750.52 平米あります。所有、転用理由は、経営する会社が手狭になり、増設する、今の現在の位置で増設する余裕がないので工場の移転をするということで、申請地を譲り受け新工場の敷地の一部として利用することを計画しましたと。開発事業同意書で、丸池の3組の自治会長よりいただいておりますという話です。

今現在、このうちの3筆、一体利用のほうですけど、3筆は現在、リニアの中部電力の仮設事務所となっております。転用。地区委員会では、大規模な開発であり、市との開発協議もなされている案件であり、問題ないと判断しました。

6番の91 ページを見てください。申請人は [ ]だそうです。譲渡人は [ ]さん。申請目的は個人住宅です。申請地の面積は159 平米。現況は、登記簿、畑。現況、畑。休耕地となっております。東側は道路、西側は宅地、南側は公衆道路、北側は宅

地。汚水は南側の道路の下水管に接続し、排出する。雨水は南側の河川に流すということです。

参考資料ですけど、平成8年に一度許可申請を亡き父が受けて許可された土地だということです。農政第200号、4月30日に■■■■さんが他界されたので遂行できなかったという案件です。譲渡人は相続をして譲り受けたあの土地ですけど、今後、耕作する意志もないということです。

転用理由は、譲受人は、現在、賃貸で手狭なため、住宅を建設計画で申請地を譲り受けたいということです。周囲に農地もなく、地区委員会では問題ないと判断しました。

7番、97ページをごらんください。申請人は■■■■さん。譲渡人が■■■■さんです。申請目的は住宅敷地。申請地の面積は34平米です。登記簿は畑、現況は住宅です。周囲の状況としては、東側が道路、西側が山林、ほんで南側が駐車場、北側が宅地となっております。雨水は既設水路に流入させるということです。

■■■■を分筆して、■■■■と■■■■に分けた法面で、今後、譲受人が維持管理する、所有権を移転するということです。申請地は住宅地に囲まれた法面だけであり、譲渡、譲受人が擁壁を設置したということです。擁壁を設置したため、始末書が添付されております。法面で忘れられたのかなということで、地区委員会では問題ないと判断しました。

8番、103ページを御覧ください。借受人が■■■■さんです。貸付人が■■■■さんと、■■■■さん。申請地は東野袖畑だと思います。■■■■■■■■、2筆。申請理由は駐車場と看板用地ですね。申請面積は909平米。申請地の状況は、登記簿、畑。現況、宅地。隣接する状況は、東側が公衆用道路、西側が畑、南側が雑種地、北側が畑と住宅となっております。汚水ですけど、東側の道路の下水道に接続し、排出する。雨水は西側の既設側溝へ流すということです。

この案件は、私が農業委員になった頃、前農業委員の■■■■さんから、農用地も含む土地が申請されずにいると聞いて、びっくりした案件です。違法を行っていても、申請されるまで待っているのかという感じを受けました。転用理由ですが、転用事業者の本店、駐車場及び経営する店舗、そば屋、駐車場敷地、店舗、看板設置場所として必要であることから申請するということです。

この文書の中で、昭和49年より宅地化しておりますが、周囲に特に悪影響はありませんでしたと書いてあります。袖畑の■■■■、■■■■は、令和7年、今年の1月27日に農振除外されたものです。違法転用のため、経緯書が添付されております。個人的には、この案件、あまり通したくないですけど、農振除外案件で審議されておりますし、地区委員会でも問題

ないと判断しましたので、審議よろしく申し上げます。

9番、108ページ。申請人は■■■■さん。譲渡人が■■■■さん。申請地は東野不毛■■■■と■■■■、2筆です。申請目的は、住宅、進路進入路、駐車場となっております。申請面積は518.60。申請地の現況は、登記簿は田、現況も田。2筆ともそうとなっております。482平米が、実測では645平米あったということで、そのうちの265.6平米を使う。もうあと一つの土地が、253平米ある。両方で518.60平米となっております。

隣地の状況ですが、東側が田、用悪水路だそうです。西側が田、公衆用道路。田の地目やけど公衆用道路となっておりますやつが2つとあります。南側が水路。北側が公衆用道路となっております。西側の■■■■さんから隣地承諾をいただいております。東側は、公衆用道路って書いてあるけど、一応、赤線、赤道だそうです。汚水ですけど、北側の下水道に引き込み、既設の水路の上を通して引き込むそうです。雨水ですけど、東側の土掘りの水路を経て、南側の既設の水路へ経由し、西側の市道の側溝に流すとなっております。

農振除外済みです。令和7年の1月27日付で。それと、恵那土地改良区の意見書が添付されております。譲渡人は、高齢のため、農地の維持管理ができなくなって困って、農地をどうするか考えていたということです。リニアの関係で所有地全ての不動産が収用されたため、移転後も畑を所有できればと考えていました。5条の用地と一緒に農地が所有できるので、申請地を取得するものということです。残置の用途は、畑として自家消費の野菜を栽培するということです。リニアの案件でもあり、農振除外された案件なので、地区委員としては問題ないと判断しました。

10番、115ページを見てください。申請人は■■■■さん、譲渡人が■■■■さん。申請地は東野の不毛。■■■■。申請目的は住宅、申請地の面積は188平米です。申請地の状況は、登記簿は、田、現況、田です。隣地の状況ですが、公衆用道路と、西側が田、隣地の田です。南側が田、北側が公衆用道路と田となっております。

汚水ですけど、生活排水は北側の道路内の下水に接続しますということです。雨水は敷地内の新設の側溝を設け、北側の市道の既設の水路、側溝へ流すということです。農振除外がなされていて、令和7年1月27日付で決定しております。譲渡人は高齢で、農地の管理が難しいと困っていたということです。申請人は賃貸住宅に住んでおり、将来手狭になることを考え、住居の建設を考えていたと。建設会社の勧めでこの土地を譲り受けてもらい、申請するものということです。

南側にもう一筆、田んぼがあるんですけど、留守のため会えない。境界、隣地承諾は得ていないという話です。境界確認の、昨年立ち会ってもらったんですけど、その際に計画を話

して、雨水、生活排水は北側の方に流すと。問題ないということになっております。隣地承諾はもらっていないが、了解をいただいているということで、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひしますと。

11番ですが、121ページ。申請人は■■■■さん。譲渡人が■■■■さんと■■■■さんで、持ち分が、■■■■さんが24分の16、■■■■さんが24分の8になっております。東野の山の寺です。■■■■と■■■■です。申請目的は、駐車場と作業場。申請面積が505平米となっております。

申請地の状況は、登記簿は、田、現況、田です。2筆ともそのようになっております。隣地の状況は、東側は、道路、西側、田です。1265-1。南側は地目は田、現況は住宅となっております。北側は水路だそうです。汚水はなしです。北側の方の水路に流すということです。

参考のことですけど、隣地は■■■■と■■■■、現在、宅地となっております。30年前から、建物、土地共に借り受け、現所有者が農地転用の許可を得ているということですが、法務局での地目の変更が済んでいないということです。段ボール加工を行って、集荷のトラックが4台2便、2回来るそうです。そのため、駐車スペースが狭いため、大変苦慮しておるとのこと。トラック運転手の作業の軽減を考えると、工場の近くに駐車場が必要ということで、申請地を譲り受け、荷の積みに、積み作業とかそういうものを円滑に行いたいということです。

その他として、前回、申請している農転が完了している、登記がなされていない土地があることが読み返して分かりましたので、これでいいのかなと思っております。前回、登記簿を書き換えてから、本当やったら農転、農転が出てくるべきと思っております。一応、地区委員会では農振除外の案件であり問題ないと判断しましたが、この申請書を読み返したら、農地転用したのにまだ地目を変えてない業者、その人にまた許可していいのかと思ひましたので、総会で審議していただきたいと思ひます。

12番、127ページを見てください。申請者は■■■■さん。譲渡人が■■■■さんと、また■■■■さんで、持ち分は24分の16と24分の8です。申請地は東野の大藪■■■■で、申請地の状況ですが、登記簿は、田、現況、畑です。畑は休耕地となっております。

隣接の状況ですが、東側が道路、西側が住宅、南側が田です。譲渡人の田。北側が用悪水路、公衆用道路となっております。汚水の処理ですけど、北側の道路の下水道に接続し排出する。雨水は敷地内の雨水ますから、北側道路の既設の側溝へ流すということです。

申請者の■■■■さんは、現在、東野で実家に3世代で同居しております。実家から小学校

までの通路に歩道もなく、通学に心配しているということです。住宅の建設、心配なので、小学校近くにいいところがないかと探していたところ、建設業者から土地の紹介を受け、譲り渡していただけたとなったため、農振除外を行ったということです。

申請地に侵入するため、水路にグレーチングの蓋を設置することから、恵那市に法定外公共物占用許可書の手続をする。占有許可書か、そういうことです。除外の案件でもあり、十分審議されているということで、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。

13 番で 132 ページを見てください。申請人、■■■■さん。譲渡人が■■■■さん。申請地の目的は分家住宅です。申請地の面積は 674 のうち 490 平米で、3 条で 184.4 平米使っております。申請地の登記は田、現況も田となっております。東側が道路、西側が田、南側が道路、北側が田です。

隣地の承諾を■■■■さんから得ております。それから、道路の下水道へ接続するということと、道路側溝へ流すということです。同意書は飯沼川用水の組長よりいただくとなっております。

現在、中津川に賃貸で住んでおりますが、子供も生まれ、今後手狭になることが予想されることから、実家近くの住宅の建設を計画しておった。知り合いから、■■■■さんの農地を紹介を受け、譲渡を受けるということです。昨年 7 月に除外申請を出し、1 月末の認可ということです。残りの農地は 184 平米の団地になるが、農振地として耕作をこれからも行っていくということです。農振除外の案件であり、十分審議されており、地区委員会では問題ないと判断しました。

5 条 9 件、審議よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

続きまして、14 番から 16 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

#### ○15 番

2 月 17 日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。14 番、139 ページからです。山岡町上手向です。畑 1 筆 256 平米で、使用貸借権の設定で、貸付人と借受人は親子関係でございます。令和 7 年 1 月 27 日に、農振農用地区域の除外済みです。

現在、同居しておりますけど、家族も増えて、住宅が手狭になったことで、また家業の寒天と農業の承継をするということで、現住宅の前の親所有の畑に農家分家住宅を建設するものでございます。

申請地は、北側は親の自宅、東側は雑種地。141 ページを見ていただくと分かりますが、写真で、北側は親の宅地、住宅ですね。東側は雑種地、南側は農地、西側は公道でございます。雨水排水は、東側の自己所有の雑種地と、既設水路へ流入させて、生活用水は合併浄化槽で処理して、既設水路へ排出することで、周辺の農地への及ぼす影響はありません。

15 番、145 ページです。山岡町下手向です。これは一時転用で、先ほど事務局から説明がありました。公共工事恵那土木事務所の発注の急傾斜地の崩壊対策工事で、土砂止めの擁壁の仮設進入通路でございます。6 年分の工事が以前、令和 7 年 3 月末までの一時転用の許可を得ておりましたけど、追加継続工事の発注契約によりまして、継続してこの仮設進入道路を使用することで、今回、令和 8 年 3 月末までの期限での一時転用の許可申請がされたものでございますので、これはやむを得ない案件だと思います。

場所は全く同じところを使うということでございますので、許可の期限が切れる前に申請をしたという、1 年間ということです。

16 番、151 ページです。山岡町久保原の案件ですが、建設資材置き場駐車場でございます。これは使用貸借権の設定で、使用貸し人と転用事業者、使用借り人は親子関係でございます。7 年 1 月 27 日に、農振農用地区域除外済みです。

転用事業者は、農地の所有者の次男でございます。建設会社、型枠工事の関係ですが、経営してございまして、型枠の製作、資材保管、従業員、あるいは車両の駐車場として転用されるものであります。申請地の北側は既に転用済みでございますけど、北側は個人のため池、東側、西側、山林で、南側、道路であります。雨水排水は西側の既存の側溝と、新たに東側に新設する排水溝から、既存道路暗渠へ流入のため、周辺農地への影響はありません。

なお、既に転用済みですので、経過の始末書が出ております。申請地は平成元年に、旧国道、国道 418 でございますが、元年の、そのときの改良工事に伴って分筆をされて、1 筆が分筆されて、真ん中に道路が通ったということで、のり面の経年劣化でため池の水が常態的にしみ出してぬかるんで、田んぼとしての耕作が困難となって、また、現在は国道のつけ替え、バイパスによりまして、付近に将来の車両の往来がなくなりまして、ごみの不法投棄が甚だしくということで、令和 3 年に現状の転用事業を順次実施をしてきたため、申し訳ないというてんまつ、始末書が添付されております。

以上、14 番から 16 番につきまして、地区委員会としてはやむを得ない案件として判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

審議に入る前に、1つ確認です。小板さん、11番の案件については、地区委員会では承認したけど、途中で、今日に至るまでに、今回、申請地の隣の土地が農振除外はしてあったけど、登記がしてなかったために、委員長としては承認するわけにいかないということですか。

○1番

はい。

○議長

それと、梅村さん、最後の16番の借受人のほう住所が一緒ですけど、兄弟関係が何かでしたか。■■■■と■■■■さんの住所がね。

○15番

一緒、親子だもん。

○議長

親子、分かりました。

以上、第5条の案件について、事務局及び地区委員長から説明がありましたが、質疑に入ります。質問がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○15番

写真の確認ですけど、ナンバー10番とナンバー12番の写真が、構図の格好と違うような気がするんだけど。ナンバー12番の写真だと130ページかな。130ページの写真は三角、これまるきり。けども、129番を見ると四角に近いな。

○議長

これは、撮り方。

○15番

撮り方でも、こうにはならんだ。全部が入るとるもんで、写真が。

○事務局

こちら、写真としては隣地はそのままございまして。130ページの赤枠の囲い方が、ちょっとぼけちゃってるのであれですけど、要は台形状みたいな形で囲ってあるんですけど、これが三角形のような形に見えてしまって。遠近の関係で三角形に見えてしまっている状況でございます。申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。

○15番

そうなの。

○事務局

はい。

○15番

10番の写真、118ページかな。

○事務局

こちらにつきましても、場所はそのままで、これも囲い方の問題でございまして。

○15番

こちらは三角形が。

○事務局

三角形ですが、囲い方として、手前の旗が立っているというか標識というか、紙がついてるところがあるんですけど、この手前で線を引いてしまっておるんですけど、もうちょっと手前まで伸びて、囲うという意味では、手前に線を書いたところがありますので。

囲い方としては、多分、位置的に線を引いたのが、次の119ページの計画図で、車の配置で2台載っていると思うんですけど、この手前の左側、点線があると思います。このあたりの線を書いたところがありますので、実際、もうちょっと手前に土地が広がっている状況でございまして。

○15番

間違いなければいいですよ。

○事務局

囲い方で、ちょっと不格好になってしまったところがありますので。申し訳ございません。

○15番

いかにも三角形と四角形で違うような気がしたもので、間違っておればと思って。分かりました。

○議長

現地も、地番的にも間違いはないということですか。

○事務局

はい。

○議長

次回から、もうちょっと分かりやすくお願いします。

○事務局

撮り方のアングルでございますので、申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長

さっきの 11 番の案件は、これはもうちょっと事務局、説明。どうということやったね、これ。

○事務局

御説明いたしますと、拡大図の 123 ページで見ただけであればいいかと思います。申請といたしましては、赤枠で囲った 2 筆について、今回は転用の 5 条申請が出ておる。これについても 1 月で農振除外がされた上で、今回、5 条の申請が出ておるという案件でございます。

小板委員さんの言っとらしたのは、この拡大図で、すぐ下側の倉庫になっている場所。こちらにつきましては、許可申請書の中では、こちらの筆の倉庫につきましては、確かに農地転用の許可を受けて、こちら事業を実施しておる状況でございます。それに対して、登記簿上の地目がまだ変わっておらずに、農地のままに残っておる。そういう状況について、これでいいのかという御指摘でございます。

以上です。

○議長

それと、もうちょっと言わんでもいいですか。

○事務局

あと、こちらについて、これがどうかというところで。恵那農林事務所にも確認いたしましたところ、今回の 5 条申請で上がっている案件と、確かにすぐ下の土地について、上がっている案件、申請の案件とは、確かに登記を変えていないという現状はありますけど、今回の審査とは、実際、そういう現状はあるんですけど、切り離して審査をするべきだということと。

あとは現状が分かった上で、こちらについては引き続き、こういった現状の中で、登記については、これを書いていってほしいという指導を引き続きしていくこともありますし。こちらは、書類を作っていたら書士さんを通して、当事者の方にもお願いしている状況でございますので、その中で判断していただければと思います。

○議長

小板委員長。

○1 番

まだ、分かってても、ちゃんと農振除外じゃなくて転用を受けといて、地目を変えてない。そこで、1 つ終わってから、この申請が出てくるべきものだ、問題やないかと考えたもので。自分で転用しといて、登記を済ませずにおって、次のやつにかかること自体が、ちょっとおかしいんじゃないか。業者として。

事業者としてでなく、個人やったら、それはもうちょっと、そしたらやってこうかとなるかもしれないけど、その辺が横着な、軽視しとる感じがして、1つ終わらせてから、次のステップへ移ってもらいたいなと思います。

以上です。

○議長

先ほど、事務局から話がありましたように、きちっと書士なりを通じて指導していくという事です。

○1番

せやけど、この案件どうするの。

○議長

いや、現案件に、特に問題がなければ、先ほど説明あったように処理はしていくという事です。

○15番

要するに、前の倉庫が建つところも、無断転用したわけじゃないわけよ。この人は、ちゃんと許可を取って、農地法の手続は踏んだるわけ。だから、僕ら農業委員会としての範疇の許認可は得てるので、別に問題ないと思いますよ。あとは法務局。

○1番

農地転用してもらって、それが登記までやって、1つの行程だと思ふんやけど。

○15番

だから、それは法務局へ地目変更の登記手続がされてないだけの話であって、農業委員会としては、農地法の手続をきちんと取って転用してるのであれば、問題ないやないの。

○議長

農振除外して出てきとるので。

○15番

法務局の権限まで、僕らはやっちゃあかんでね。

○議長

そうです。

ほかはどうでしょうか。安江委員。

○10番

聞きたいんですけど。115 ページ、東野の案件です。委員長さん、話の中で、土地改良区の意見があると言われたんですけど、何か意見が書いてあるんですか。

○1番

はい。

○10番

何て書いてあるの。ただ、駄目とかって書いてあると。

○1番

いや、駄目とかそういうやつじゃなくて、オーケーの。

○10番

いいって書いてある。

○1番

はい。

○10番

それを言ってもらわないと。意見があるって言われてただけで、何て書いてあるのかなと思って。

○1番

読んで、こういうことかって納得はさせられましたので。問題ないと思うんです。土地改良区の中に、こういうやつができるけどというやつであったけど、問題ないという返答だったと思います。

○議長

それを書面でいただいとると。

○15番

農振の除外のときにもらっとるわけやな、先に。

○1番

はい。

○15番

意見はないってことだろ。

○1番

問題ないという返答をいただいております。

○10番

もう一件あったんやけど。今度、用水組合の意見があると言いましたけど、用水組合は何て。いや、これじゃなくて、もう一つ。

○1番

一番最後やなかった、5条の13番か。

○10番

137ページ。これも、用水組合がどうのこうのと言われるんやけど、用水組合は何か意見があったんですか。

○議長

三宅委員、どうぞ。

○4番

■■■■■■■■■■の組合長は、この譲渡人が組合長さんなので。特に問題はないと思います。

○議長

問題はないですという文章が、それが出るということですね。

○4番

はい。

○1番

つまり土掘りして、そっちのほうへ流すもんで問題ないという。

○議長

いいですよという。

○10番

何。土掘り。

○1番

137ページを見てください。こいつ省いちゃったんであれやけど、用水路のほうへ土掘りして持っていくもんで。

○議長

下から上へ行くってこと、タブレット上でいくと。

○1番

この用水路に入れていいですかというやつ返答だと思いますけど。

○15番

ここを土掘りして、入れていいよって言ったんじゃない。そういう意味じゃない。これ。

○1番

タマネギって書いてある下に。

○10番

そういう意味やないだろう。

○1番

私はそういうふうを受け取ってんやけど、違ったかな。

○10番

これ。これが土掘り水路って書いてない。

○15番

そうだよ、土掘り水路って書いてあるよ。

○10番

これがか。

○15番

土掘り水路で入れてもいいよということを、許可したという意味じゃない。今言いましたのは。

○10番

ということは、図面上の上の土地は農地なの。これ。

○1番

はい。

○10番

農地を潰して、水路にするわけ。

○1番

組合長の土地を土掘りして通してもらって、水路のほうへ、用水路のほうへ流させてもらっとるもんで。用水路を使うに入れることを許可した。

○10番

ちょっと待って。用水組合は関係ないというか、用水組合は。

○1番

関係ある。用水路組合が許可、■■■さんが許可したりしないの。

○10番

俺が聞いたのは、用水組合の意見が何かあるかと聞いたけど、あるという言い方だったけど、用水組合からも意見いただきますと書いてるので。用水組合の意見なのか、個人の意見なのか、ちょっとこんがらがった。

○議長

申請書に書類はついています。

○1番

同意書。

○10番

要するに、組合長の意見じゃなくて、用水組合としては……。

○議長

組合長。

○1番

いや、分かん。

○議長

それ、農振の除外のときに議論するんじゃないの。

○1番

これ、何もやってない。

○議長

何も出てないもんね、農振のときね。

○10番

農振除外は、この用水のこと何か何も言ってないわけだ。

○15番

言ってない。

○10番

じゃあ、分かん。

○15番

排水のこともどうなのか。

○議長

雨水の排水方法について同意しとる。

○15番

それ、誰が。

○議長

雨水組合長。

○15番

組合長。

○議長

隣地所有者。これは用水路の方へ入れるか。

〔一斉に発言〕

○議長

配置計画図が今出とるわね、137 ページに。その中に排水計画、生活排水は南側市道から下水管を敷地内に引き込み排水する。雨水については、敷地内の雨水ますより北側の土堀水路を経路して、北側の用水路へ排水。また、雨水排水方法については、隣接所有者、飯沼川用水管理組合より同意済みという計画書が出てます。

組合長どうのこのやなしに、そういうことだね。

○1 番

同意をしとるよということ。

○10 番

組合としてだ。

○1 番

組合と本人も。この上の土地が本人の土地だもんで、組合長の。

〔一斉に発言〕

○10 番

用水組合は、排水流れてもいいよというのは、それは用水組合が言っとる話やな。個人の問題やないもんで。

○1 番

その土掘りして通すやつが個人のもの。

○10 番

これ、土掘り。農地に側溝をまたつくるわけ。

○1 番

溝を造って、手あぜみたいなやつを設けてというふうに取りました。

○事務局

申請書を見ながら、ちょっと説明します。申請書の写しが 137 ページにあるので、137 ページを御覧いただけますか。

137 ページに図面ありますけど、先ほど会長に読んでいただいたのがここに載ってないので、私、同じようなことを読み上げますけど。雨水の排水方法については、隣接所有者と■■■■より同意済みと書いてあります。隣接土地所有者は、この■■■■の上の土地の所有者のことを。だもんで、恵那市がこれやるの。同意を取って。

■■■■の土地所有者の同意を取っているので、土掘り水路が矢印より北のほうに走っておるわけです。上というか、東から西に入ってくる用水路に入れるのに対して、飯沼川用水管理組合より同意済みと申請書では出ております。

以上です。

○議長

分かりましたか。

○10番

大体分かったけど。要は用水組合の、排水を入れることについてはいいよって言っとるよという理解でいいな。

本来で言うと、土地は、農地のところに水路をまたつくって排出するのは、本来、農地転用か何かに当たるんやない。農地から農地でないものにする。細かいこと言うと。

○15番

排水路だよな。

○10番

だって、今ないのよな。

○1番

はい。そうですね。

○10番

今ないのを新たにつくる。例えば、どうするか知らんけど、U字溝か何か入れるんだよ。

○議長

土掘りやって。

○10番

だけど、本来やと、まずいんじゃないのという話ししとったわけ。

○議長

U字溝やと設置しちゃうという感じになるんやけど、土掘りは。

○事務局

私が、はっきりした説明になるか分かりませんが、私が思うに、用水路だもんで、設備です。農業用施設の中の1種類だと思いますから、これでいくと200平米以下のものは届出だけでいいということになりますから、転用までは要らないと、自分はそういうふうに理解しています。

○10番

届出は出てるのか。

○事務局

出ておりません。

○10番

先ほど話があった、室が違うようなことを言ってみえたけど、そうではない。

○議長

質が違う。

○15番

この上り水路は別室じゃないですか、もともとあった水路じゃない。その水路がきついで、レベルを上げて、用水路まで持っていくってことじゃない。

○10番

何か字が書いてあるよね、これ。左に字が書いてある、これ何て書いてあるの。

137のところに字が書いてあるけど、真ん中辺の左に。ここ、何て書いてあるの。

○事務局

分かりません。

○10番

何だか部分を畑とするを手伝ってもらおう耕作用の何だかですって書いてあるけど。

○15番

これ、道路側溝があるんじゃないの。ないの。

○10番

これ、土掘り側溝があるんじゃないの、もともと。そこに流させてくれって言ってるわけじゃない。

〔一斉に発言〕

○15番

こっちも道路がある、これ。ここが水路が通つとるわけだ、この写真を見ると。土盛り側溝ぐらいあるでしょう、これ。道路。

○事務局

補足で御説明いたしますね。今、赤枠で囲われている箇所が [REDACTED]。その上にある農地が [REDACTED] があって、今問題になってるのは左端の土掘り水路。これがどうかというところですけど、今、地番図だけを見ますと、この場所については、 [REDACTED] という土地がありまして、これについては、登記地目とか現況が用悪水路で、所有者が恵那市とい

うやつがありますので、恐らくそのことだと思われま

〔一斉に発言〕

○事務局

今、調べたら分かったんですけど、申請のときにそうやって書いてもらわないといけなかったの

○10番

用悪水路であるわけか。

○事務局

はい。既にありますので、申請書類を差し替えてもらうようお願いを。

○15番

でも、何でわざわざこんなことするのかなと思って。普通やったら、道路が両方あれやな、これ。道路側溝流せば、既設の水路に。わざわざこんなことをしてる。用悪水路があるんだわ、これ。

○事務局

それから、さっき言ってみえた、ここ、皆さんタブレットが切れてますので、申請書に書いてある内容を読みます。ここ、農作業スペースについてと書いてあって。農作業スペースは、この土地の右下のところに、ちょっと見にくいですけども、農作業スペースと書いてあります。

○15番

点線で。

○事務局

そうです、点線。右下の円のほうに、ちょっと出てるんですけど、ここについて説明が書いてあって。

農作業スペースについて、本申請地を分筆し、残地部分を畑とする予定です。畑は南側のあれです、農振農地の団地のことです。「すぐ近くの実家の両親に手伝ってもらう予定であり、実家の軽トラや耕作用の機械置き場や収穫物する予定です」と書いてあります。

○10番

左上みたいです。

○事務局

どこのことですか。

○10番

土掘側溝の横に、何とか部分を畑とする、手伝ってもらおう。

○15番

それが、右下の部分のことだよと。

○事務局

そうです。今、私が読んだ部分が左側切れてますけど、農作業スペースの説明文がここに書いてあります。

○10番

説明文が書いてある、そういうことか。土掘り側溝のことを。

○事務局

違います、農作業スペースのこと。

○10番

だから申請地に、ちょっと今のはなしで。だから、土水路とかなんとかは既設の水路って書かなあかん。そう書かんもんで、新たに造るのかなと思ったの。

○15番

そうそう、これ既設だわ。

○事務局

言われるとおりです。これ、直してもらいます。

○議長

計画図が、タブレットも書類も申請図の計画図と合っていないので、詳細をもっと。どうせなら載せてもらうようにお願いします。申請書の計画図を。

○10番

途中から、これ2つに分けたほうが早い。初めから。

〔一斉に発言〕

○議長

この件についてはよろしいですか、小坂委員長。

○1番

はい。

〔一斉に発言〕

○15番

写真の撮り方を、ちょっと。そういう疑わしいやつを、写真をきちっと撮らんと余計分からんようになっちゃう。

○事務局

すみません、カメラマンが撮り損ねました。

○議長

131 ページの件の申請書に詳細図がついとるので、そのことも載せてくださいよ。大分切れとる部分があるんで。

○事務局

はい。以後、しっかり入れていくようにいたします。

○議長

ほかはどうでしょうか。

○6 番

さっきの用悪水路は、今回の申請の用地にはないですか。

○事務局

ないです。

○6 番

切れてるよね、向こう。

○事務局

そこで、ちょうど切れているという意味でございます。

○6 番

分かりました。

○議長

大島委員。

○19 番

9 番で 113 ページです。計画図の真ん中が切れてるんですけど、これって何もないというか、筆はくっついてるんですよ。

○1 番

水路があって、説明は分かりました。グレーチングの蓋をする。

○19 番

その水路はどっちの地番になるんですか。別の地番が。

○1 番

それ自体が地番あるかと思えますけど。

○19 番

いや、用悪水路という話なら、ここに地番が多分ついてくると思うんです。

○1番

はい。

○19番

それがあるかないかだけ、ちょっと確認をしたいですけど。

○事務局

ちょっとお待ちください。

〔一斉に発言〕

○事務局

御説明します。今の計画図そこで、上と下で切れてるところがあるんですけど、その間につきましては、これも同じく地番がついておりまして、こちらも登記現況につきましては用悪水路。所有者は恵那市です。その上で、この申請に伴いまして、この水路に、計画図の配置図ですか。計画図の中で、水路についてはコンクリート蓋を設置する予定であるため、恵那市へ、多目的使用の許可を、手続をすると書いてありますので、そちらの許可も得ながら、こちらの用悪水路、恵那市の名前のところも併せて使わせていただくという内容になってございます。

○19番

これ、市とは協議するということかな。

○事務局

そうですね、協議中でございます。

○議長

ほかはどうでしょうか。

それでは、かなり出ましたが、どうでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

採決いたします。

議案第9号、番号5番から16番の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数ですので、議案第9号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、

岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

---

日程第5 議案第10号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について

○議長

続きまして、日程第5 議案第10号「農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について」を議案とします。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、農地転用の事業計画変更、御説明いたします。資料は156ページからとなります。

157ページ、変更の内容が書いてございます。場所は長島町中野です。上段に、今回、第5条で申請が上がってございました案件の内容が書いてございます。下段が、変更前の状況でございます。

こちらを見ますと、農地法第5条につきましては、平成8年4月30日許可の上でやっている事業ではございますが、こちら、XXXXXXXXXXさんという譲受人の方が、資材置き場として、転用目的で許可を得てやる予定だったところでございますけど、こちらの内容につきまして、当初のこの計画の方が、事業を遂行する前に他界をされたことで、事業が、計画が実行できなかったということでございます。

今回、この場所について、住宅の建築を希望する譲渡人の方、XXXXXXXXXXさん、こちらの方へ申請地を譲渡するために、前回のこの事業計画の変更申請をされたという内容のものでございます。

158ページ、159ページ、160ページにつきましては、先ほどの互助と同じ、場所が一緒でございますので、資料としては地図、拡大図、現況写真は同じという状況でございます。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。1番について、第1地区、小坂宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

5条で説明したとおりなので、すみませんが、よろしく申し上げます。

○議長

安江委員。

○10番

面積が、159は多分登記簿かな。834って何？

○1番

そうやね、おかしいね。

○15番

実測、こんなに違うわけないな。

○10番

いや、違ってもいいけども、実測ですか。

○議長

書類はないですか、これ。

〔一斉に発言〕

○10番

だから、5条と違うんよ。これ。

○1番

違うのですか。

○10番

違う。5条は159平米だけやし。

○1番

この数字が違います。同じ土地なんで。

○10番

違う違う、何かあるんやないの。だって、申請前も700……800……。変更前も。

○議長

変更前、834。

○15番

159のままやった。

○1番

打ち間違え。

○15番

打ち間違えだ、事務局の。

○6番

事務局さんに聞かなあかん。

○15番

事務局の打ち間違えだ、これ。

○議長

事務局、書類はありますか。

○事務局 ただいまの御意見ですけど、私の記載間違いでございます。今、当初の計画、転用書類等も預かっておりましたので、確認をしまして、159平米、合っておりますので。

○議長

834平米は全然関係なしと。

○事務局

はい。修正をして、差しかえをさせていただきます。

○議長

お願いします。

ほかはどうでしょうか。

ほかに意見ないようですので、まとめます。議案第10号、農地転用許可後の事業計画変更に対する意見については、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

全員賛成ですので、議案第10号は議案のとおり承認されました。

---

日程第6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長

続きまして、日程第6、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続き、農用地利用集積計画について説明します。161ページからになります。

162ページ、議案書となっております。こちら、合計が書いてございまして、10年間の中間管理で、一番下に記載がございます。今回は全て田で、5万8,212平米と、借りて1、

貸して 21 の農用地利用集積計画となっております。

163 ページから 164 ページにかけては、その農地の内訳となっております。順番に御説明いたしますと、まずナンバー 1 からナンバー 8 につきましては、農地の場所は東野です。ナンバー 9 は武並町竹折です。ナンバー 10 は三郷町野井、ナンバー 11、三郷町椋実、ナンバー 12、三郷町佐々良木です。ナンバー 13 から 15 にかけては中野方町です。ナンバー 16 は岩村町飯羽間で、164 ページ、ナンバー 17 は上矢作町です。ナンバー 18 からナンバー 21 につきましては、山岡町久保原となっております。

ナンバー 1 から 21 につきましては、全て借り手は [REDACTED] です。利用権の種類につきましては、使用貸借権 17 件、賃借権 4 件、借入期間につきましては 10 年間でございます。なお、これらにつきましては、農業経営基盤強化促進法経過措置において、この農地利集積計画の要件を満たしておると考えられますので、こちら、御報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長

地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

1 番から 8 番について、第 1 地区、小坂宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

継続のものがほとんどで、あとは中間管理機構へ、個人が契約しとったやつを移さないと、これからはいけないということで、移る案件なので、問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

続きまして、9 番から 12 番について、第 2 地区、渡会邦憲委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

9 番から 12 番、これ追加の案件も言っている。武並案件 1 件と三郷町野井と佐々良木の案件。武並町の案件は中山間地に入っておられる方と、野井の方と。それから、[REDACTED] さんとはっきりしておりまして、受け手がしっかり農業をやっておられる方ばかりで、問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

続きまして、13 番から 15 番まで、第 3 地区、安江建樹委員長より、協議の模様について

の報告と案件の説明を求めます。

○10番

3件、13、14、15。中野方の案件ですが、[ ]へ貸して、[ ]から、また[ ]へ貸し出すとことになってますので、問題ないと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長

続きまして、16番、17番について、第4地区、宮原博委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

16番、岩村町ですけど、個人から畜産公社、受け手で問題ないと思われます。

17番も、[ ]から個人の[ ]さんという方に移るわけですけど、いずれも田んぼの米を作るということで、問題ないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして、18番から21番について、第5地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

18番から21番、いずれも山岡町久保原の農地ですが、農地中間管理事業で、撤退先の受け手は、これは期限が切れて、更新の案件ばかりですが、[ ]になっておりますので、問題ありません。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ないようです。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。

議案第11号、番号1番から21番の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第11号は申請のとおり承認することに決定いたしました。

---

## 日程第7 議案第12号 地籍調査に係る地目認定について

### ○議長

続きまして、日程第7 議案第12号「地籍調査に係る地目認定について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

### ○事務局

それでは、地籍調査の地目認定についてです。165 ページからになりますので、よろしくお願いたします。

今回、地籍調査の実施において、武並町竹折2地区で、現地確認後の地目認定について、農業委員会へ意見照会が来たのがきっかけでございます。166 ページにつきまして、そちらの依頼文書が来てございます。167 ページがエリアとして書いてございますけど、武並駅周辺から南側に広がっておるところ、竹折2、ピンク色のエリアが今回の調査対象のものでございます。

168 ページは、こちらの地目認定についての案でございます。その前に、169 ページから212 ページまでにかけて、今回、地籍調査に伴う農地の変更調書が地籍調査から上がっております。こちら、ナンバー1から、合計で315筆ございました。

こちらについて、農地から農地以外に変更する予定が251か所。農地以外から農地に変更する予定が64か所という中で、これらについて、地目変更についての意見がどうかというところがありました。こちらの、合計の315筆につきまして、過去、このエリアで地籍というか、この地目変更に伴う農地転用許可を受けているかどうか、事務局で確認させていただきまして、その上で上がっているものにつきまして、169 ページから212 ページにかけて、朱書きで書いた箇所が一部一部ございますけど、これが、転用があった内容のものでございます。

それについて、意見としてまとめたのが168 ページでございます。こちら案として、こちらにつきましてまとめて、報告を行い、地区委員会でも内容の審査を行っていただいたというところでございます。

内容をかいつまんで御説明いたしますと、1つ目といたしましては、過去にも農地転用を受けているものの地目変更がされてない農地が複数見受けられるということで、こちらの登記理由につきましては、地籍調査ではなく農地転用許可による地目変更がされるよう周知されたいという内容が1つ書いてございます。

2つ目、個別の場所につきまして、ナンバー30 とナンバー32 につきまして、令和6年4

月 25 日に、4 条で農地造成の転用許可を受けているという箇所がございました。こちらにつきましては、昨の意見照会では雑種地ということで案がございましたけど、こちらは農地であるという内容の意見をまとめてございます。

3 目、ナンバー217につきまして、こちらは令和6年12月26日に、5条で住宅用地の転用許可を受けている場所でございます。登記原因は、農地転用許可による地目変更であるということと、及び、この転用許可面積以外の残置につきましては、地目は農地ですということ、意見をまとめさせていただいております。

4 目目の農地法4条と5条につきましては、許可権者が岐阜県でありますので、こちらの恵那市の農業委員会にも、地目認定についての意見照会はございましたけど、岐阜県にも同じように地籍調査に係る地目認定について意見照会をされたいという内容で、今回、まとめさせていただいたというところでございます。こういった内容で、委員会としての意見をまとめさせていただけたらと思いますので、審議のほう、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長

それでは、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。武並町竹折の件、第2地区、渡会邦憲委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

2月19日に協議をしました。今、事務方から説明がありましたように、意見の欄に網羅してありますけど、この案件で、答申として、当委員会の委員長の林 広和さんから、この文書を提出していただくように協議をしておきますので、よろしく願います。

○議長

地区委員長から説明がありましたが、今回、恵那市長から、地籍調査に係る地目認定処理について照会が来ております。恵那市農業委員会の意見をお聞かせくださいということですので、これについては確認の上、地区委員会でも農地の確認をいただいたわけですけども、27日付で、調書では、過去に農地転用許可を受けている農地が複数見受けられる。登記原因に影響するため、地籍調査ではなく農地転用許可による地目変更がなされるよう周知されたいと。

このため、調書のナンバー30 及び 32 番、字下新田 ■■■■ 及び ■■■■ については、令和6年4月25日付で、岐阜県指令恵那農林第342号にて、農地法第4条により農地造成で転用許可を受けているため、地目は雑種地ではなく農地である。

また、ナンバー217については、字河原田 [REDACTED] については、令和6年12月26日付で、岐阜県指令恵那農林第 [REDACTED] にて、農地法第5条により住宅用地で転用許可を受けているため、登記原因は農地転用許可による地目変更であり、転用許可面積以外の残置の地目は農地であるということで、農地法第4条及び第5条については、岐阜県が許可権者であるため、地籍調査に係る地目認定について、岐阜県にも意見照会をされたいということで、本日付で恵那市長宛てに文書を出します。

いいですか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長

これについては、今言いましたようにまとめをしまして、文書で報告をするということで、賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第12号は意見を付して報告することで決定をいたしました。

---

#### 日程第8 議案第13号 恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

○議長

続きまして、日程第8 議案第13号「恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、農業振興地域整備計画変更についての説明をいたします。資料は213ページからになりますので、お願いいたします。

214ページは、農政課から農業委員会への意見聴取の依頼文書となっております。215ページは、こちらの意見書の案でございます。こちらにつきましては、今回、農振除外の申請案件について、該当する箇所において地区委員会にて内容を御審議いただいております。

その中で御意見いただいた内容を、ちょっと案で記載させていただいておるという内容でございます。今回は、山岡町上手向の案件について御意見をいただいておりますので、今回、案としてまとめさせていただいております。

216ページから241ページが、農業振興地域整備計画の変更について、それぞれの説明資料となっております。各申請内容の詳細につきましては、農政課担当職員より説明いたしま

すので、よろしくお願いいたします。

#### ○農政課

農政課の堀です。よろしくお願いいたします。資料を順番に説明させていただければと思います。

まず、217 ページになりますが、今回、農振除外の申請、申し出がありました一覧となります。8 件あります。それぞれ説明をさせていただければと思います。218 ページからが除外1で、こちらについては転用事業者が■■■■になります。転用目的につきましては駐車場となります。場所につきましては、長島町正家の字上垣外の■■■■という地番で、面積は1,108 平米です。

今回の案件ですが、中津川と、どうも瑞浪市の同業者を企業買収するといったことで、事業を引き継ぎます。その関係で、業務の効率化を図るために、車検整備の機能をこの恵那市へ持ってくるものになります。そのため、新たな従業員の雇用であったり、それぞれ、中津川市、瑞浪で車検用に、車検で引き受けている車両を置く、台数として14 台分といったところで、21 台の駐車場を整備するものとなっております。219 ページが場所になりますし、220 ページは図面となります。

続きまして、221 ページからになります。除外2で、こちらは一般住宅を行うものでございます。転用事業者につきましては、■■■■さん夫婦でございます。転用する場所につきましては、長島町鍋山の字鍋山の■■■■になります。

現在、この夫婦には、令和5 年度に子供が生まれまして、今はアパートに住んでる。そのアパートが手狭になったことと、将来的に、妻の実家が電気工業をやっておるんですから、その会社を継ぐために、妻の実家の近くに自宅を建築するというものでございます。妻の実家からも、両親の子育てのサポートも受ける。それから、将来的には妻の両親の面倒を見ていくということで、実家の近くということで考えておられます。222 ページが場所になります。次、223 ページは図面となります。

続きまして、224 ページ、除外の3 目になります。こちらにつきましては、工場兼倉庫になりまして、転用事業者は■■■■さんになります。場所につきましては、長島町永田字菅沼の■■■■です。こちらにつきましては、この事業者については住宅用の木材の製造、加工を行っている事業者になりまして、2000 年ぐらいから造作材といわれるものを生産しております。原材料の調達から販売まで自社で行っている。現在、生産能力以上の受注があるところで、今後、AI やDX を活用したシステムを導入して事業拡大していきたいというものになります。

227 ページ、4つ目となります。一般住宅です。転用事業者さんは■■■■さんという方になりまして、転用の場所につきましては東野字桜本 ■■■■です。こちらの方につきましては、現在、■■■■に住んではいるんですが、住んでいて、子供が生まれて住居が手狭になったということと、勤務先が■■■■であるために■■■■に住居を持ちたいということで、今回、転用の申請が出たものとなります。

228 ページが場所になります。東野小学校の近くと。それから、229 ページが図面です。一部、残地が残りますので、こちらにつきましては転用事業者が購入しまして、野菜、畑として利用していくこととしております。

230 ページ、除外の5つ目となりますが、こちらも一般住宅になります。転用事業者は高橋さんになりまして、場所につきましては東野字不毛の ■■■■になります。転用事業者については、現在アパートに住んでいます。

両親、こちら、この方の両親は■■■■に住んでいるんですが、高齢で、免許の返納を今後していくと。そういったところで、生活が不便になるので、両親と一緒に同居して、新たに住居を設けて住んでいくものになります。231 ページが場所となります。現在、一部、一部というか、現在建物がありますが、農業用倉庫が建っているものになります。232 ページがその転用の配置図となります。

233 ページですが、6つ目の除外となります。転用目的としましては、事業所と一般住宅になります。転用事業者は■■■■さんになります。場所ですが、山岡町田沢字折坂 ■■■■となります。

転用事業者の方につきましては、今、寒天事業者でございます。今、母が住んでいる住宅と、この寒天事業者の事務所が一体で、一緒のものを使っている。その建物が老朽化しているので建て替えたいというものになりますが、現在の住宅については借地が一部あることと、急傾斜地で指定を受けているところになります。借地の部分については土地を返してほしいと言われておりますし、急傾斜地では、建替えをしますので、面積的には小さくなってしまふところで、新たな場所で事業所と一般住宅を建築するものとなります。

234 ページは場所になりますが、山岡駅のそばといったところ。235 ページが配置図になります。

236 ページ、除外の7つ目で営業所と一般住宅になります。転用事業者については、安藤さんになりまして、土地の所在につきましては、山岡町上手向字竹ノ下の ■■■■と ■■■■になります。転用事業者の方については、山林の伐採、間伐を主とする事業者は、■■■■さんの社長になります。

今現在、上矢作に本社、営業所があるわけですが、そこが手狭になって、それから現在の住居が、今、山岡に住んでいるわけですが、山岡も子供が大きくなって手狭になったことで、住居と併せて事業所も手狭になっていることで、山岡に移転するものになります。

237 ページが場所になります。山岡振興事務所の近くとなります。238 ページがその配置図です。

239 ページですが、除外の8個目です。転用目的については農家住宅になります。転用事業者については■■■さんになります。場所につきましては、明智町大田の字吉原の■■■になります。現在、この■■■さんが住んでいる住宅が老朽化していることで、建替えを考えた次第です。ただ、現在の住宅が土砂災害の指定を受けている場所となりますので、安全な場所で建築を行いたいというものになります。

240 ページが場所になります。写真の右上に自宅があってというところになりますので。現在の自宅です。241 ページが新たな配置図となります。

以上で、案件としての説明です。よろしくお願いします。

○議長

ただいま、事務局及び農政課から説明がありました。地区委員長の意見を伺いたいと思います。

1番から5番について、第1地区、小板宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

いずれも住宅、宅地を建てたりとか、そういう案件ですけど、農地が適正に審議されて、詐欺やったみたいないないようなならオーケーだと思います。

以上です。

○議長

5件ともそういうことですか。

○1番

はい。

○議長

続きまして、6番から8番について、第5地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

2月17日に、地区委員会で現場を見させていただきました。6番ですが、233ページか

らですね。

山岡町田沢の田んぼ1筆 1,201 平米のうち、476.76 平米です。農地法の5条に該当する案件です。所有権移転で、除外理由は、一般住宅と作業所。除外の申請者は、瑞浪に在住しておりますけど、実家の母の現在の住宅が明知鉄道の山岡駅の西に位置しまして、便利ではあるんですけど、老朽化が進んでおる。また、以前、          さんという旅館業を営んでおられて、非常に大きなところで、老朽化と建替えを考えたんですが、借地であるのと急傾斜地で土砂災害警戒区域のため建替えができないということで。

また、近くに娘が住居を持っておりまして、一般住宅と寒天事業の製品仕分けを、袋詰め等の作業場ですけど、を計画しております。申請地は、農業公共投資はなく、用排水路にも影響はない。東側と北側は公道です。それから南側、西側は譲渡人の農地で、特に影響はないと思いますので、やむを得ないかなと思います。これ、よさそうに見えるんですけど、自力で土地改良工事、公共投資やらずに自力でやられたそうです。

236 ページから、7番、山岡町上手向の案件です。これを見ていただくと、振興事務所から北へすぐのところですよ。田んぼ2筆ですけど、238 ページを見ていただくと分かるんですけど、配置図です。目的は、          さんの営業所と          個人の一般住宅と併せて出てきておりまして、田んぼ2筆が、2,736 平米のうち 2,400 平米でございます。

申請者自体が、まず個人のうちの部分はすぐ近くの嫁の実家に同居してる。手狭なため、近くに住宅を建てたいということです。それから、営業所は          が上矢作町の漆原で営んでるんですけど、営業所の移転を計画しておることで、一般住宅部分が 500 平米。それから、営業所部分が 1,900 平米で、合わせて 2,400 平米という計画でございます。

ただ、この配置図を、238 ページの配置図を見ていただいてもお分かりのように、公道からの進入部分は、要するに個人の分と営業所の分との共用。それから駐車場部分もよく分からない。それから、個人住宅と営業所部分の、境界は明確でないということで、変動の可能性があり得る。それから、合併浄化槽が、個人の住宅の部分と、営業所の社宅というか事務所の部分と一緒につないであるという変則なやり方で、共有されておると。

既存の上矢作町の          の営業所の、要するに規模は、あるいは利用実態から言って必要性があるのか。いずれにしても、必要面積の説明やら必要性、それから残地が、2筆のうち1筆だけが、河川に近いところだけが、一部分、農地残りますけど、そういったこともあって、本当にこれだけの面積が必要なのかどうか。もし必要性、緊急性があっても、除外目的を一般住宅と          の営業所の2件として扱う必要があるんじゃないかということで、地区委員会としては、保留または次回以降によく検討して対応すべきじゃないかと、こうい

う意見でございました。

次の8番、239 ページ。240 ページが位置図です。右上の端に現在の自宅、左下の端このほうに今回の除外のところ。要するに、自宅の老朽化に伴って、こちらに移りたいという案件でございます。現住宅は老朽化をしております、これは農地法の4条に該当する案件です。自分の農地で新たな農家住宅を造るということです。

建替えを検討しましたが、説明にもありましたように、土砂災害の特別警戒区域に指定されておりまして、建替えが困難だということで、自分の所有の農地で公道に接続して、上下水道管のある申請地に農家住宅を計画したいということで、周辺農地に及ぼす影響も少ないと考えられますので、やむを得ないかなと判断をしました。

以上です。

○議長

ただいま、恵那農業振興地域整理計画の変更に伴う意見について、1番から8番について、地区委員長から説明をいただきましたが、小板委員長、まだ何かあります。

○1番

■■■■のほう、意見書が出とったんやけど、その扱いはどうなったか、事務局のほうでお願いします。

○事務局

今の■■■■さんの件ですが、まず地区から意見がというものの話ですね。

地区からの意見を御説明しないといけないかなと思いますが、地区からの意見としましては、隣接、持っている農家さんから出られたということで。ここが、近年の異常気象で大雨が降るといったときに、道路から農地に水が入るということで、ちゃんと排水をしっかりとほしいといった御意見が地区に出ております。

そこにつきまして、当然、今回、駐車場の件で、駐車場には水を一時的にためるような機能を設けること。そもそも、駐車場を造る前から水がいつときたくさん降って、農道を走って農地に入るところもあるということで、そちらについては、また市にも要望しながら改善をという話を聞いております。また、その結果、そこにつきましては設計士がその要望を出された方へ直接お話をされて、できる限りのことは対応していくということで納得されておるというところで、地区からの同意書としてはいただいております。

○議長

作業面のやつが出とったと思いますけど、同意書の中に。

○事務局

草刈りで石が飛ぶとか、そちらについても対応していくということは聞いております。

○1番

あと一つ、この図面で見ると、国道から入れる取付けになっただけで、変更になって、農道から出入りする案に変わったと聞いたんですけど、委員会のときにはそういう説明はなかったことで、水の件どうなってるというやつで聞きに来たときに聞いた話ですけど。

その辺は、入る位置が違ってくると、またそっちの通行量とかそういうやつで、農作業がと思うので、ちょっと聞きたいですけど。

なぜ変えられたの。農道のほう入る、国道から入るやつを。この図面を見ても、国道から入る図面じゃなくてもいいんですけど、ここの説明の。変えてないんで。

○事務局

国道から入ると私も最初聞いて、その後、地区との話の中で、農道から入るよというようなことは聞いて。

○1番

地区の要望ですか。

○事務局

地区との話した中でと聞いてます。

○1番

そうなんですか。

○事務局

そこまでしか、確認していない。

○1番

あと一つ聞きたいんですけど、          の面積、農振除外の面積と、ほかの土地の比率が全然違う。あれは、普通の測量したわけやない面積で、工事をやられるときとか、ああいうやつはちゃんとした面積が出てくるわけですか。

○事務局

今、表示されているのは登記の面積が出ていることです。そういった御指摘をいただいてもありますが、実際、実測は幾つなのと、今、問い合わせはさせてもらってる場所ですので、最終的にはその数字にさせていただきたいなと思ってます。

○19番

今、どこの話ですか。さっぱり分からん、勝手に話しとる。

○1番

今、226 ページです。

○事務局

その場所は、長島町永田の除外案件3になると思いますので、224 ページから 225、226 のところになるかと思います。

○1 番

この前見に行っても、すごいカーブのところで、出入りが物すごく難しい。こういうところに倉庫を造って、出入りするのが難しいんじゃないかな、安全面でよくないんじゃないかなという感じを受けましたけど、その辺の。

○事務局

出入りにつきましては、道を挟んで西側ですか、左側。こちらが[ ]さんの場所になりますので、そこも含めて出入りすると聞いております。

○議長

そこら辺は、地区委員会でもまれたんやないんですか。

○1 番

いや、出てなかったんで。

○議長

出なかった。

○1 番

はい。個人的にそう思ったので、ちょっと聞いとくかなと。

○議長

事務局、いいですか。今の回答については。

○事務局

今回、この事業場所、出たところの左側は一体的に[ ]さんですので、そちらから出入りをするという話は聞いています。

○議長

いいですか、安江委員。

○10 番

1 点、これは書類が間違っただけの話かな。226 ページ、[ ]の件です。この申請地と一体利用地、この住所、長島町永田字 [ ]番、菅沼 [ ]と書いてあるけど、こんな地番が2つ出てくるんかね。番地が2つ出てくるようなところあるの。

○事務局

申し訳ございません、気づいておりませんでした。

○10番

何が本当なの、これ。

○事務局

長島町永田字菅沼 [REDACTED]。字 [REDACTED] 番が、申し訳ございません。

○10番

字は要るんやね。

○事務局

そうかそうか。[REDACTED] は要らない。申し訳ございません。

○10番

もう一つ。そこで、一体利用地が菅沼の [REDACTED] があるんやけど、それは図面で行くと上側やね。

○事務局

はい、そうです。

○10番

これは農振除外されてるんですか。

○事務局

農振除外というか、農振に該当していない土地になります。

○10番

もともとない。

○事務局

はい。

○10番

そういうことね、分かりました。

それと心配なのが、農地が建物の裏のほうになっちゃうところが大分あるんやけど、そういうのが見受けられるんやけど、そういうのは、自分が取得するからいいという問題じゃないけど、入れんくなっちゃうだとかいっぱいあるんやけど。

特に、229 ページ。これは、ちゃんと裏の残った農地で、スロープで下りると書いてある、これ多分。こういうことが書いてあればいいんやけど、ここには一切書いてないので。残った農地は大丈夫なのかなというのが心配なんです、出入り大丈夫かな。

○議長

特に進入路の。

○10番

何件か、その辺は大丈夫なのかな。

○1番

それも出なかった。

○10番

出なかったというか、後から耕作できるのかなと思って。特に、238ページの安藤林業さんの裏のほうにまた残るんやない、農地がこれ。

○事務局

残ります。

○10番

これはどうやって行くのかなと思って、ここへ。

○15番

これは、          がここを3条で取得して、耕作すると言っとるもので、それもおかしい話なんや。

○10番

          さんは農家じゃないですね。

○15番

違う。少しは持っとるよ。

○10番

          が使えるかは別として、どうやって使うのという話で。大丈夫かなと思って、こういうの。

○15番

だから、これはむちゃくちゃやって、地区委員会で否決したわけ。

○10番

多分、3,000平米を超えるもので、いろいろ問題があるもので、こうなってるかなと。

○15番

いや、3,000は超えんよ、2,700やけど。

○10番

だから、農地を入れちゃうと3,000超えるもので。

○15番

いや、超えん。全部で、2筆で2,700で、2,400やろね。

○10番

分からんけど、これは圃場整備したところなのかな。

○15番

圃場整備は、昭和40年代の前半にやったとこ。

○10番

ほんなら、面積的には間違いないよね。

○15番

うん。

○10番

それはいいとして、使えるのかなと思って。こういうのはどうなんですか、大丈夫ですか。

○15番

いずれにしてもごちゃごちゃやもんで、これは整理をしてから出すべきじゃないのと。必要であればよ。

○議長

7番の件については、ちょうど出ましたので、これについては委員長から話があったように、もう一度確認をしてもらおう。しっかりと計画を出してもらおう。次回以降にしてくださいということしか、仕方ないと思うんですけど。

○10番

ほかのところもあるので、そういうのがね。

○議長

ほかのところの、今の進入路について。

○10番

そうそう。

○議長

そこの辺の状況はどうですか、堀さん。

○農政課

申し訳ございません。まず、記載してあるところが、今回、転用事業者の方が、今後、農地を取得して、畑をされていくものなので、そこまで確認しませんでしたので、確認して記載するようにしていきますので。

○議長

確認をお願いします。

ほかはどうでしょうか、大島委員。

○19番

221 ページの件ですけど、5290 平米の面積があって、550 を除外していくんですが、221 ページのと、残地は転用事業者が一部して、残りの農地は所有者が畑として利用するのは、5000 いくつかが分かれるってこと。あと、除外をされる方は農業をやったことがある方？ 農地として取得するなら、農業の経験とかその辺は確認してみえる。

○事務局

そうです。まず、この土地については3つに分かれる。

○19番

3つに分かれる。

○事務局

地図を見てもらって、分かりづらいですが、緑で囲われた土地。これが申請地、全筆なんです。

○19番

5,000 いくつね。

○事務局

赤いところが今回の申請地。

○19番

この緑のところは残地。

○事務局

残地です。

○19番

これが5,000 いくつあるってこと。

○事務局

そうです、5,000 いくつある。

○19番

4,000 いくつを経営するってこと。

○事務局

223 ページにある図面にある、左上の一部分。

○19番

この部分だけってこと。

○事務局

この部分だけを農地として取得する。残りの部分については、今現在の所有者の人がそのまま耕作を続けていくというものです。

○19番

それこそ、進入路とかの関係は全く問題ない。

○事務局

大きなほうの所有者については、もともと入ってるので特に問題ない。

○19番

残地はどれだけ残るの、これ。

○事務局

残地は残地です。

○19番

というか、この人が取得する農地はどれだけの予定なの。223 ページの上の部分の、ここを取得する、この白い部分を。

○事務局

そうです。

○19番

これ、面積どれぐらいを予定しとるの。

○事務局

500 なので、250 ぐらいやないか。

○19番

250。この人は機械とかいろいろ持つとるの。

○事務局

今持っていないので、今後。

○19番

今後、自分で小さい機械なりを買って。

○事務局

小さい機械を借りて、少しやる。

○19番

家庭菜園的に栽培する。

○事務局

はい。

○19番

何かその辺、図面をしっかりといかんのじゃないかな。

○議長

ほかはどうでしょうか。

○19番

この人、農機具スペースとかいっぱいあるけど、そうなんだ。農家住宅みたいな。

○事務局

農業やっていくという意味で、そういうのも将来置きたいということで記載を。

○19番

置きたいで、面積はこれでいけるということ。必要面積という判断をするんやね。

○事務局

そこも将来、農業を少しやっていくという意味での必要面積。

〔一斉に発言〕

○議長

いいですか。

○19番

自分の土地なんでとは思いますが。

○議長

ほかはどうですか。

それでは、採決をいたします。

先ほど出ました7番については、意見を付すということによろしいでしょうか。議案第13号証、恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見については、7番については意見を付すということです。あとの7件の案件については意見なしということで。

○19番

今はっきり言われた、進入路等の確認。

○議長

進入路の確認については、事務局で再度確認しますと。

○19番

それは、付しといたほうがいいんじゃないですか。付しとかないと、こっちで指摘した事

項に。

○事務局

今いただいた御意見で、農地として、残った農地の出入りが明記されていない場所が数か所あるということで、そちらについても図面として、しっかり明記するようというの、併せて、全体の問題として通常の見解を付すことで、ちょっと調整したいと思います。

○議長

お願いします。

ということで、まとめたいと思います。賛成の方は挙手願います。よろしいですか。

[ 賛成者挙手 ]

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 13 号につきましては、7 番については意見を付す。それから、ほかの件についても、進入路については確認をしてくださいということで意見するというので、よろしいでしょうか。

[ 「はい」と呼ぶ者あり ]

○議長

そういうことで決定しましたので、よろしくをお願いします。

---

日程第 9 報告第 1 号 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況について

○議長

続きまして、日程第 9 報告第 1 号「営農型太陽光発電設備に係る営農状況について」の報告とします。

それでは、事務局より報告をお願いします。

○事務局

では、報告事項に移ります。こちら、営農型太陽光発電施設の営農状況の報告書が上がってまいりました。3 か所上がってまいりましたので、かいつまんで御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。資料は 242 ページからになります。

1 つ目、三郷町野井字山地の案件でございます。243 ページから 244 ページにつきまして、今回提出された報告書でございます。主な内容は 244 ページにあります。赤枠で囲ってある箇所をかいつまんで御説明いたします。こちら、まず作物についてはシキミで、栽培系管理について防除、防疫作業等を行い、必要な場合は補植等を行い、大半は順調に生育しているということで書いてございます。

あと、また栽培4年目である今年の3月に、収穫、販売を計画しているということで、上は書いてございます。そこから半分下につきましては、地権者の意見として、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXの所見が書いてございます。

こちらにつきましても、ポイントだけ申し上げますと、過湿防止のため素掘り側溝を施されたこととか、樹勢の弱りで発生したことで、補植が行われたとか。現在、約20%の枯れ、樹勢の弱まっているものがありますが、他の生育は良好な状況であり、今後、引き続き補植、土壌、湿度に注意して栽培をしてくださいということが書いてございます。そういった形で上がってございます。

245 ページは収支報告書が上がってございます。246 ページ及び247 ページ、248 ページ、249 までは、当初の営農計画書が上がってございます。250 ページにつきましては、現地を確認したこちらの箇所の現地写真を載せてございます。

続きまして、251 ページ、三郷町野井字大平の2件目のものです。が252 ページに報告書がつけてございます。赤枠の箇所だけ申し上げます。こちらも作物、シキミでございます。定植から4年目となる令和7年3月に初出荷を予定しているとして書いてございます。そこから下、地権者の意見としましては、同様でございますけど、過湿防止のための素掘り側溝を施したことで、樹勢の弱りが発生したことで補植が行われたということ。現在は約5%に枯れや樹勢の弱まっているものはありますが、他の生育は良好な状態。引き続き、補植、土壌、湿度に注意して栽培をしてくださいという旨が書いてございます。

253 ページから255 ページ、256 ページまでかけてが、当初の営農計画書でございます。257 ページがそちらの現地の現況の写真が載せてございます。

続きまして、258 ページ、3件目です。飯地町字飯野の案件です。259 ページ、今回の提出された報告書です。こちらも赤枠で囲った箇所を申し上げます。主な記載といたしましては、作物は同じくシキミでございます。令和6年3月に出荷販売がございました。出荷量につきましては、初出荷時の出荷目標を達成したと書いてございます。

下半分につきましては、地権者、同じくXXXXXXXXXXの所見が書いてございます。過湿が原因と思われる根腐れにより、素掘り側溝を施した。あと、土壌の湿度改良を改良し、枯れているシキミの植替えがなされて、生育は良好なこと。生育の遅いものは施肥を行うことなどが記載されてございます。

260 ページは、当初の営農計画、変更が出ておりますので、そちらを挙げさせていただいております。261 ページ、262 ページ、263、264 にかけては、当初の営農計画でございます。265 ページが、そちらの現況の写真です。こうした内容で、営農型太陽光発電施設の3施設

の営農状況報告書が提出されました。こういった形でいただきましたので、県へこのまま提出をする予定となっておりますので、そちらの御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長

これにつきましては、農業委員会を通じて、県知事に対して実施状況を報告するということですので、意見を伺いたいということです。

収穫のことが全然書いてないけど、ここに来て、収穫の状況がまだ分からない。計画では今年の3月に収穫予定となっておりますけど、そこら辺についてのコメントがないですけど。

○事務局

今、御意見として、そういったものまで明記されておるとなればよいかということだと思います。そういう意味では、今回、知見としてはこういった御意見が出ていましたので、今回、現状といたしましてはこの内容で。以降についてはそういった記載もしていただける必要があるかと思えますけど、今回、この内容で提出していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

ほかはどうでしょうか、安江委員。

○10番

書き方の問題なんやと思うけども、審議するところと言ったらあかんけど。252ページの■■■■■、営農者から出なのか、会社から、どっちなんや。■■■■■から出とるんやけど、大丈夫やったかな。

ということは、■■■■■が営農しとるということ。252ページは。何が違うかということ、243ページは、設置者は■■■■■で、営農者は■■■■■さん。次のやつは、あったかの森が営業しとるちゅうこと、農地もやつとるという意味か。■■■■■さんの名前がない、252は。

○1番

52に書いてあると思うんやけど。

○10番

書いてない。営農者が。これ、どっちやった。

○1番

営農者は、2番に■■■■■さんが入とるんやけど。

○10番

上がおかしいか、これ。

○1番

株式会社。

○10番

■■■■さんでいいんやけど、要は252ページの申請者が前のつと違うもんで。

○1番

243ページみたいな書き方をしてくるのが妥当だよ。

○10番

そうそう。

○1番

最初の申請者は誰かってことやわ。設置は誰、営農が誰か。同じような書き方で出しても  
らわないかんのよ。

○10番

そうじゃないかと思う。

○1番

片方は設置者、片方は。

○事務局

今の御説明の内容でけど、一番最初の案件につきましては、確かに2段書きという形でそれぞれ書いてございますけど、その残りの2つですね。残りの野井と飯地につきましては、一方しか名前が書いていないところで、整合性がないところがありますので、こちらについては、同じような2段書きの書き方で出し直してもらう形で依頼できればなと思ってます。

○10番

当然だし、■■■■が営農するんだったら、これって分かる。要はいろいろ問題になってくるんだよ。

○事務局

基準というか、そういうことですね。

○10番

そう。

○事務局

そこをちょっと。

○10番

後でいろいろ問題になっちゃうもので、どっちでやっと思ったのかなと。

○事務局

ちゃんと確認させてもらって、対応させていただきます。

○10番

条件つきで、解約の申し出とかいろいろつけなあかんやろうと。

○15番

解除条件つきでやっ取るからな。

○10番

そうそう。やってあるのかな、大丈夫か、心配だったんです。

○議長

そこ、事務局、確認お願いします。

事務局

はい。

○議長

ほかはいいですか。

○10番

あとは、あんまりできてないので、そこも心配なんやけど。仕切りがね。

○議長

まだ、この状況でね。

○10番

もうちょっとこうならないかんよね。多分ね。

○1番

4年たったかな、これ。

○10番

現場でいろいろ見たけど。

○議長

収穫できるまで成長しとらんわね。

○10番

シキミを収穫した。

○議長

そういうこともコメントを入れたらどうですか、今の報告で。最終的には県知事に行くも



農業委員会総会、閉会します。事務局より連絡事項があればよろしくお願いいたします。

○事務局

事務局から1点連絡させていただきます。まず、サイドブックスに戻っていただいて。総会、農業委員会総会のところまで戻っていただいて、令和6年。こちらのフォルダを開けてください。その中に、第11回農業委員会総会という緑色のフォルダがあります。そこを開けていただいて、この中の議案資料ですね。議案資料を開けてください。

開くと3つ資料が入ってます。その中の真ん中に、農業委員会総会という議案資料があります。それを開いてください。60ページ、議案第58号、農地法5条の77番、岩村町の飯羽間という案件になります。

その中で、61ページに議案書がありますけど、[ ]が太陽光発電を設置したいですということで、申請を上げてきた案件です。

場所的には、[ ]のすぐ近くになります。位置的なところは、何となくこれで分かるかと思います。

これ、6年の11月の総会のときに、隣接地の地権者の同意等々がまだ得られていなかったなので、転用が確実にできるかどうか不明ですということで、県に意見をつけて進達をしました。その後、県から指摘事項がありまして、その指摘事項が、隣接承諾を得られなかった場合、隣接への被害、防除措置に関する書面を添付することで対応可能。申請書に記載の内容と添付書類にて説明しているという理解でいいかということで、[ ]に県からの問い合わせを投げました。

[ ]は、この中の計画図面、65ページに計画図がありますが、ここで問題になったのが、この上のところですね。番地でいくと[ ]。この方の同意が得られなかったところだったんですけど、下の申請値の防除措置、排水とかそういったものが出ないようにしっかりやりますということで、[ ]さんの判断では、それが代替できるということで、そういった説明に変えていますよと回答があり、その後、県にその回答を持って、うちも報告をしたところ、令和6年12月26日付で、岐阜県指令県農林第377号の9で許可がなされた。そういった状況になりますので、報告させていただきます。

事務局からの報告は以上でございますので、長丁場となって申し訳ありませんでしたけど、第2回の農業委員会総会、これで終了となりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

---

( 閉 会 )

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 11 番

議事録署名者 12 番